

自動車運転過失致死傷罪新設に対する意見

平成19年2月19日

(社)日本バス協会

日本バス協会は、標記の罪の新設については、次の理由により慎重に対処すべきものと考えます。

1. 過失致死傷罪のうち特に自動車の運転に限って厳罰化するのは公平性に問題がある。
2. 職業運転者は走行距離、運転時間ともに一般ドライバーより格段に長いため、この新設により厳罰を課される可能性が高くなり、他の危険を伴う職業との均衡を失する。
3. 自動車の運転による過失致死傷が重大な結果を招くため厳罰化するのであるとすれば特に取り返しのつかない重大な結果である死亡事故は、近年急速な減少を見ている。
4. 5年50万円を7年100万円と罰則を強化しても、飲酒運転のようなケースと異なり、自動車運転の安全を確保する注意力、集中力の向上に必ずしもつながるとは考えられない。

なお、バス事業に従事する運転者は、厳格な資格である大型第二種免許の保有が義務付けられているのみならず、道路運送法の運行管理制度による諸般の安全確保策の対象となっており、社内の教育訓練も行われているのが一般的である。